

平成31年2月25日

調達件名 : (単価契約)水産研究・教育機構本部事務所運送業務

No.	質問等の内容	質問等に対する回答	備考
1	請求金額の算出方法は税込単価×利用個数のみでしか算出できませんが問題ないでしょうか？	請求時はその通りでも問題ございませんが、入札の際には、消費税および地方消費税を抜いた単価に利用個数を乗じて算出して頂くことになります。 なお、業務期間中に消費税法の改正が想定されますが、その際は必要に応じて変更契約等の対応をさせていただきます。	
2	請負単価契約書の単価表(案)には、単価には消費税及び地方消費税の額を含むとありますが、4月に契約を交わした場合に記載した金額から10月の消費税増税後には単価の金額が変わってしまうことについて問題はございませんでしょうか？	単価表(案)はあくまで案です。契約締結後に両者協議のうえ「単価には消費税及び地方消費税を含まない」と記載を変更することも可能ですし、消費税増税時にそれに併せて変更契約の協議をすることも可能です。	
3	請負単価契約書の契約条項【第2条】の監督職員について、今回、設定する必要がないという認識でよろしいでしょうか？	監督職員は機構が当該業務について監督をする必要があると認めた場合、指定した職員に命じることができる条項になります。なお、過去運送業務において監督職員を設定した実績はございません。	